

令和8年度 市・府民税 申告の手引き

平素より市・府民税の申告・納税にご協力をいただきありがとうございます。
令和8年1月1日現在、岸和田市に住所を有する方は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得について、この申告の手引きを参考に申告期間内に申告してください。

【申告期間】 令和8年2月16日(月)～ 令和8年3月16日(月)
※電子申告に限り、令和8年1月5日(月)から可能です。

1. 市・府民税の申告が必要な方・不要な方

令和8年1月1日現在で岸和田市に住所を有する方で、前年中に所得がある方は申告が必要です。
(ただし、次のいずれかに該当する方は市・府民税の申告は不要です。)

- 所得税の確定申告書を税務署に提出した方
- 前年中の収入が給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方
- 前年中の収入が公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金など)の所得のみで、公的年金等の源泉徴収票に記載されている以外の控除を受けない方

※申告義務はないが、申告が必要となる場合

- (例) 非課税証明書を取得する方
- 国民健康保険料等の軽減を受ける方
 - 福祉関係等の行政サービスを受けるのに必要な方
- 詳細は右記QRコードの市ホームページよりフローチャートをご確認ください。



2. 申告の方法について

①電子で申告

令和8年1月5日(月)より「マイナンバーカード」を利用して、スマートフォンまたはパソコンから、個人住民税の電子申告ができるようになりました。市役所へ来庁せずにご自宅から24時間申告が可能ですので、是非ご利用ください。



職員による
説明・申告会も開催!



岸和田市 電子申告 検索

②郵送で申告

税額試算システムで作成した申告書もご利用いただけます。

岸和田市 税額試算 検索



③窓口で申告(ご不明な点がある方)

必要書類を揃えて市役所窓口で申告してください。
窓口での受付時間は9時～16時です。(土日祝除く)
※窓口は大変混み合います。
電子・郵送での申告にご協力ください。

【必要書類(写し可)】 ※原則、添付資料については、返送いたしません。

- 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・資格確認書等)及びマイナンバー記載書類(本人確認書類がマイナンバーカードの場合は不要)の写し
 - 令和7年1月～12月の収入がわかる書類
 - 給与収入の方 — 給与所得の源泉徴収票・給与証明書(給与明細・支払証明)
 - 公的年金等収入の方 — 公的年金等の源泉徴収票
 - その他、所得金額の計算に必要な収入金額及び必要経費等がわかるもの
 - 各種控除の申告に必要な控除証明書、領収書等(令和7年中に支払ったもの)
 - 社会保険料控除 — 国民健康保険料・国民年金保険料・任意継続健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の控除証明書
 - 生命保険料控除、地震保険料控除 — 保険会社からの控除証明書
 - 医療費控除 — 記載済みの医療費控除の明細書 ※領収書は不要です。
- ※必ず、事前に金額を集計し、明細書を作成してください。医療費控除の明細書がないと控除を適用することができません。
- 寄附金控除 — 寄附金の受領書又は寄附金控除に関する証明(都道府県・市区町村分、ふるさと納税分、大阪府共同募金会・日本赤十字社指定分)
 - 障害者控除 — 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除認定書(介護保険課が発行)等
 - 勤労学生控除 — 学生証・在学証明書等

4. 申告書の書き方(裏)

給与収入があり、源泉徴収票や給与証明書が提出できない方

- ① 「1 給与所得の人で源泉徴収票の提出ができない方」欄に令和7年1月1日～令和7年12月31日の1年間の収入を月ごとに記入し、収入合計を計算してください。
- ② 勤務先の支払者・所在地・電話番号を記入してください。
- ③ 合計金額を申告書の表面「50. 給与欄」に記入してください。

※一度申告した収入については、源泉徴収票等の収入金額が明らかとなる書類がない限り変更できません。

1 給与所得の人で源泉徴収票の提出できない方			
月	収入金額(円)	社会保険料(円)	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
計	A		
支払者			
所在地			
電話番号			

営業等・農業・不動産・雑所得がある方

- ① 「2 [営業等・農業・不動産・雑] 所得収支明細」欄に収入金額・必要経費等の内訳を記入してください。
- ② 申告書の表面にそれぞれの所得金額(収入金額から必要経費を差し引いた額)を記入してください。

【営業所得は78欄、農業所得は79欄、不動産所得は81欄、業務所得は114欄、その他所得は86欄】

2 [営業等・農業・不動産・雑] 所得収支明細			
該当する項目がない場合は空白欄をお使いください。			
項目	金額(円)		金額(円)
	収入金額	必要経費	
売上金額			租税公課
雑収入			水道光熱費
家賃収入			旅費交通費
地代収入			通信費
			交際費
			損害保険料
			修繕費
計	A		消耗品費
売上原価			雑費
給与賃金			
減価償却費			
貸倒金			
地代家賃			計
			専従者控除額
			青色申告特別控除額
			所得金額
			A-B-C-D

収入がなかった方 / 収入が遺族年金、障害年金など非課税所得のみの方 など

- ① 申告書表面の「93.合計所得」欄に「0」と記入してください。
- ② 申告書裏面の「8.収入がなかった方の記入欄」へ該当するものに☑をして、必要事項を記入してください。該当するものがない場合には、「☐ その他」に☑をし、理由を記入してください。

	90	
合計 (所得金額調整控除後)	93	0

8 収入がなかった方の記入欄		該当するものに☑をして、必要事項を記入してください。	
<input checked="" type="checkbox"/> 下記の人の扶養親族又は援助を受けていた。	氏名: 岸和田 岸介	続柄夫	受給期間: 年 月 日～ 年 月 日
<input type="checkbox"/> 生活保護を受けていた。	住所: 岸和田市岸城町7-1		受給期間: 年 月 日～ 年 月 日
<input type="checkbox"/> 預貯金等で生活していた。			受給期間: 年 月 日～ 年 月 日
		<input type="checkbox"/> 雇用保険(失業保険)、労災保険等を受給していた。	
		<input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 遺族年金 を受給していた。	
		<input type="checkbox"/> 学生であった。(学校名)	年 月 日～ 年 月 日
		<input type="checkbox"/> その他 (理由:)	

5. 令和8年度からの主な改正点

① 給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入金額が190万円以下の方の最低保障額が最大10万円引き上げられます。

※給与収入金額が190万円を超える場合、給与所得控除額に変更はありません。

② 大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設

生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等(その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除く)で、前年の合計所得金額が58万円超123円以下の方を有する場合に控除が受けられる特定親族特別控除が創設されました。

当該親族の合計所得金額に応じて段階的に控除が受けられるようになります。

③ 各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

下記の各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられます。

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円	58万円
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円	58万円
勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保証額	55万円	65万円

※その他の改正等につきましては、市民税課HPをご確認ください。

<お問い合わせ先>

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号
岸和田市役所 市民税課 賦課担当

【電話番号】 072-423-9417・9418・9419
【E-mail】 siminzei@city.kishiwada.lg.jp

3. 申告書の書き方（表）

1 すべての方
 申告する方の住所、氏名、個人番号（マイナンバー）、生年月日、電話番号を記入してください。

2 給与収入がある方・・・給与、賃金、賞与など
 給与と所得の源泉徴収票等に記載されている給与支払金額を「50 給与」欄に記入し、下記の表より所得金額を計算し、84欄に記入してください。
 ※源泉徴収票等が提出できない方は、申告書裏面の「1 給与と所得の人で源泉徴収票の提出ができない方」の欄に記入し、その合計を収入金額としてください。

■給与と所得金額の速算表（令和8年度より改正）

給与収入金額	給与所得金額（少数点以下切捨て）
650,999円以下	0円
651,000円～1,900,000円	収入金額－650,000円
1,900,001円～3,600,000円	収入金額÷4=A A×4×70%－80,000円
3,600,001円～6,599,999円	※千円未満切捨て A×4×80%－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×90%－1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円

<所得金額調整控除>
 次の（1）もしくは（2）のいずれか、又は両方に該当する場合、それぞれの算式により計算した金額を給与と所得から控除します。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の1から3のいずれかに該当する場合

- 特別障害者
- 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族のいずれかを有する場合
- 23歳未満の扶養親族を有する場合

所得金額調整控除額＝{給与等の収入額（1,000万円を超える場合は、1,000万円）－850万円}×10%

(2) 給与と所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与と所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝給与と所得金額（10万円が限度額）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円が限度額）－10万円

※上記（1）の所得金額調整控除がある場合は、（1）控除後の給与と所得の金額から控除します。

2 公的年金等収入がある方・・・国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など
 公的年金等の源泉徴収票に記載されている年金支払金額を「51 公的年金等」欄に記入し、下記の表より所得金額を計算し、92欄へ記入してください。
 ※遺族年金及び障害年金は非課税所得になりますので、公的年金等の収入金額には含まないでください。

■公的年金等に係る雑所得金額の速算表

065歳以上の方（昭和36年1月1日以前生まれ）

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額
3,300,000円以下	収入金額－1,100,000円
3,300,001円～4,100,000円	収入金額×75%－275,000円
4,100,001円～7,700,000円	収入金額×85%－685,000円
7,700,001円～10,000,000円	収入金額×95%－1,455,000円
10,000,000円超	収入金額－1,950,000円

065歳未満の方（昭和36年1月2日以後生まれ）

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額
1,300,000円以下	収入金額－600,000円
1,300,001円～4,100,000円	収入金額×75%－275,000円
4,100,001円～7,700,000円	収入金額×85%－685,000円
7,700,001円～10,000,000円	収入金額×95%－1,455,000円
10,000,000円超	収入金額－1,950,000円

※小数点以下切捨て
 ※公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、以下のとおり控除額をそれぞれ引き下げます。
 ・他の所得が1,000万円超2,000万円以下の場合・・・10万円
 ・他の所得が2,000万円超の場合・・・20万円

2 雑所得がある方【業務】・・・原稿料、講演料等【その他】・・・個人年金等
必要なもの：支払調書、経費がわかるもの等
 申告書裏面の「2 所得収支明細」の欄に収入金額・必要経費等を記入し、それぞれ所得金額（収入金額から必要経費を差し引いた額）を記入してください。
 【業務所得は114欄、その他所得は86欄】

1 岸和田市長 令和8年1月1日の住所
 年月日 提出 現住所 □同上

2 フリガナ 氏名 個人番号

3 大・昭・平・令

令和8年度市民税・府民税申告書

(1) 所得金額 ※収入のなかった方は、裏面7に記入してください。

収入金額(円)	必要経費(円)	専従者給与(控除)(円)	所得金額(円)
78	190		78
81			81
82			82
83			83
84			84
85			85
86			86
89			89
90			90
93			93

(2) 所得から差し引かれる金額

控除の種類	控除の要件・控除額等（令和7年12月31日で判定）	控除額
雑損控除	災害や盗難などで資産に被害を受けたとき	145
医療費控除	●医療費控除…あなたやあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払ったとき （支払った医療費－保険等による補填金額）－（総所得金額等の合計額×5%）、又は10万円のいずれか少ない方（上限200万円） ●セルフメディケーション税制…あなたやあなたと生計を一にする親族のためにスイッチOTC医薬品の購入費を支払ったとき （支払った購入費－保険等による補填金額）－12,000円（上限88,000円）	297
社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする親族のために国民健康保険料、国民年金保険料、任意継続健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料等を支払ったとき	152
小規模企業共済等掛金控除	あなたやあなたと生計を一にする親族のために小規模企業共済掛金（旧第2種共済掛金を除く）に基づく掛金や個人型確定拠出年金の掛金、心身障害者扶養共済掛金を支払ったとき	159
生命保険料控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために生命保険料（一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険）を支払ったとき、下記の表より控除額を計算します。	160
地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする親族の有する家屋等に係る地震保険料を支払ったとき、下記の表より控除額を計算します。	163
扶養控除	扶養親族の人数	174
特定親族特別控除	特定親族特別控除	154
障害者・勤労学生控除	障害者・勤労学生控除	179
寡婦・ひとり親控除	寡婦・ひとり親控除	176
基礎控除	基礎控除	187
合計	合計	188

3 所得から差し引かれる金額（所得控除） ★は必要書類です。

控除の種類	控除の要件・控除額等（令和7年12月31日で判定）	控除額
障害者控除	あなた自身又はあなたの同一生計配偶者又は扶養親族が障害者であるとき ★障害者手帳、療育手帳等	26万円
勤労学生控除	あなたが大学・高校などの学生・生徒で、令和7年中の合計所得金額が85万円（給与収入で150万円）以下でかつ自己の勤労によらない所得が10万円以下のとき	26万円
ひとり親控除	現に婚姻していない方又は配偶者の生死が明らかでない方で、生計を一にする子（前年中の総所得金額等が58万円以下で、他の誰の扶養にもなっていない方）を有し、前年中の合計所得金額が500万円以下のとき	30万円
寡婦控除	上記の「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまるとき ① 夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族（前年中の合計所得金額が58万円以下で、他の誰の扶養にもなっていない方）を有し、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合 ② 夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合（※扶養親族の有無は問いません。）	26万円
基礎控除		

合計所得金額	控除額	合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,500万円超	適用なし

3 所得から差し引かれる金額（所得控除） ★は必要書類です。

控除の種類	控除の要件・計算・控除額等（令和7年12月31日で判定）
雑損控除 ★罹災証明等	災害や盗難などで資産に被害を受けたとき 次のいずれか多い金額 1.（損失の金額－保険などによる補填される金額）－総所得金額等の10% 2. 災害関連支出の金額－5万円
医療費控除 ★医療費控除の明細書（いずれか選択）	●医療費控除…あなたやあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払ったとき （支払った医療費－保険等による補填金額）－（総所得金額等の合計額×5%）、又は10万円のいずれか少ない方（上限200万円） ●セルフメディケーション税制…あなたやあなたと生計を一にする親族のためにスイッチOTC医薬品の購入費を支払ったとき （支払った購入費－保険等による補填金額）－12,000円（上限88,000円）
社会保険料控除 ★控除証明書、領収書	あなたやあなたと生計を一にする親族のために国民健康保険料、国民年金保険料、任意継続健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料等を支払ったとき ★配偶者やその他の親族が受け取る年金から引き落とされている保険料は、控除対象外です。
小規模企業共済等掛金控除 ★控除証明書	あなたやあなたと生計を一にする親族のために小規模企業共済掛金（旧第2種共済掛金を除く）に基づく掛金や個人型確定拠出年金の掛金、心身障害者扶養共済掛金を支払ったとき
生命保険料控除 ★控除証明書	前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために生命保険料（一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険）を支払ったとき、下記の表より控除額を計算します。

① 新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険料）		② 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険料）	
保険料支払額	生命保険料控除額	保険料支払額	生命保険料控除額
12,000円以下	支払額の金額	15,000円以下	支払額の金額
12,001円～32,000円	支払額÷2＋6,000円	15,001円～40,000円	支払額÷2＋7,500円
32,001円～56,000円	支払額÷4＋14,000円	40,001円～70,000円	支払額÷4＋17,500円
56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円

③ 新契約と旧契約両方の保険料がある場合

- 一般生命保険、個人年金保険のそれぞれにつき、新・旧の保険料ごとに①、②で計算
- 「旧保険料控除額」（限度額35,000円）と「旧保険料控除額＋新保険料控除額」（限度額28,000円）を比較し、大きい方を適用

上記の各①②③で計算した一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険を合計（合計の控除限度額は70,000円）

※旧長期損害保険料控除（平成18年12月31日までに締結された、保険期間が10年以上で満期返戻金があるものも含みます。）

地震保険料		旧長期損害保険料	
保険料支払額	地震保険料控除額	保険料支払額	地震保険料控除額
50,000円以下	支払額÷2	5,000円以下	支払額の金額
50,000円超	25,000円	5,001円～15,000円	支払額÷2＋2,500円
		15,000円超	10,000円

地震保険料・旧長期損害保険料両方の保険料があった場合、控除額の上限は25,000円（同一契約の場合は一方のみ控除対象）

(老人)配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者控除：前年中の合計所得金額が58万円以下の生計を一にする配偶者を有するとき
70歳以上の配偶者を扶養にする場合、下表（ ）内の金額を適用することができます。

配偶者特別控除：あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下であり、前年中の合計所得金額が58万円超133万円以下の生計を一にする配偶者を有するとき

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
58万円以下	33万円(38万円)	22万円(26万円)	11万円(13万円)
58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	なし	なし	なし

前年中の合計所得金額が58万円以下の生計を一にする扶養親族を有するとき

区分	年齢要件	控除額
一般扶養控除	昭和31年1月2日～平成15年1月1日生 平成19年1月2日～平成22年1月1日生	33万円
特定扶養控除	平成15年1月2日～平成19年1月1日生	45万円
老人扶養控除	昭和31年1月1日以前生	38万円
同居老親扶養控除	老人扶養のうちあなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居の場合	45万円
年少扶養控除	平成22年1月2日以後生	なし

特定親族特別控除 令和8年度より新設

生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除く）で、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の方を有するとき

特定親族の合計所得金額（給与収入のみの場合の収入金額）	控除額	区分
58万円超85万円以下（123万円超150万円以下）	45万円	1
85万円超90万円以下（150万円超155万円以下）	45万円	2
90万円超95万円以下（155万円超160万円以下）	45万円	3
95万円超100万円以下（160万円超165万円以下）	41万円	4
100万円超105万円以下（165万円超170万円以下）	31万円	5
105万円超110万円以下（170万円超175万円以下）	21万円	6
110万円超115万円以下（175万円超180万円以下）	11万円	7
115万円超120万円以下（180万円超185万円以下）	6万円	8
120万円超123万円以下（185万円超188万円以下）	3万円	9

右記の表より合計所得金額に応じて「控除対象扶養親族」の特親族に区分を記入してください。